

令和4年7月6日
高齢福祉部
介護予防・地域支援課

世田谷区認知症在宅生活サポートセンターの運営事業者の選定について

1 主旨

認知症在宅生活サポートセンター業務は、平成30年度から事業者に運営を委託しており、令和2年4月より、認知症在宅支援施策の専門的かつ中核的な役割を果たす「認知症在宅生活サポートセンター」（以下「センター」という。）を、世田谷区立保健医療福祉総合プラザ内に開設し、同事業者において運営している。

今期の委託期間が、平成30年度から令和4年度までの5年間で終了となるため、令和5年度以降の運営事業者を選定する。

2 選定方法

(1) 公募型プロポーザル方式により選定する。

(2) 選定にあたっては、「世田谷区認知症在宅生活サポートセンター運営事業者選定委員会設置要綱」に基づき、選定委員会を設置する。委員会は、区長が委嘱する学識経験者、医療関係者、家族会関係者、民生委員・児童委員及び区職員で組織する。

3 応募要件

令和4年7月1日現在、法人格を有し、次に掲げる要件のすべてを満たす事業者とする。

(1) 東京都内に、本社（主たる事業所）または事業所を有すること。

(2) 東京都内に訪問看護ステーションを有し、かつ当該訪問看護ステーションにて介護保険法第8条第4項に規定する訪問看護の運営実績が1年以上あること。

4 業務実施方針

今期（平成30年度～令和4年度）は、平成25年11月策定の「世田谷区認知症在宅生活サポートセンター構想」に基づく5つの機能に関する業務を実施している。

次期（令和5年度～令和9年度）については、本構想を引き継ぎながら、令和2年10月施行の「世田谷区認知症とともに生きる希望条例」（以下「希望条例」という。）の理念及び令和3年3月策定の「世田谷区認知症とともに生きる希望計画（以下「希望計画」という。）」に掲げる4つの重点テーマ・プロジェクトに基づき、各業務の位置付けを再構成し、認知症施策を総合的に推進していく。

	希望条例・希望計画に基づく業務	重点テーマ	プロジェクト
1	希望条例の考え方・理解を深める取組みに関する業務	認知症観の転換	情報発信・共有プロジェクト
2	本人発信・社会参加の推進に関する業務	本人の発信・参加、 とものつくる	本人発信・参画プロジェクト
3	「備え」の推進:「私の希望ファイル」に関する業務	みんなが備える 「私の希望ファイル」	「私の希望ファイル」プロジェクト
4	地域づくりの推進に関する業務	希望と人権を大切に、	地域づくりプロジェクト
5	暮らしと支えあいの継続の推進に関する業務	暮らしやすい地域を とものつくる	

5 契約期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日（5年間）

6 今後のスケジュール（予定）

令和4年 7月下旬 第1回選定委員会（選定基準等の審議）
8月上旬 事業者公募開始
9月 提案書受付
11月中旬 第2回選定委員会（書類審査、ヒアリング審査）
12月 福祉保健常任委員会（選定結果の報告）
令和5年 4月 選定事業者での業務委託開始